

奈良県告示第百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次
のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年八月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例及び奈良県同和対策専修学校及び各種学校修
学資金等貸与条例を廃止する条例（平成十四年三月奈良県条例第四十四号）による廃
止前の奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例（昭和六十二年七月
奈良県条例第十号）に基づく貸付金の返還金に係る未収金

二 受託者の名称及び所在地

名称 やすらぎ法律事務所 弁護士 臯月宏彰

所在地 奈良市高天市町一番地 高天飯田ビル六階

三 委託事務の取扱期間

令和三年七月一日から令和四年三月三十一日まで